

れている。連邦準備当局では本年中の新規外国証券の発行額につき、金利平衡税法が成立すれば5～7億ドル、成立しなければ8～9億ドルと予測していると伝えられるが、一方有力なエコノミストの間では欧州市場における資金吸収コストの上昇および資金面の限界もあって、金利平衡税法成立と同時に借入需要が米国市場に殺到し発行額が予想外の規模に達すると見る向きもある。

また昨年末に増大した銀行の対外貸付も第1四半期中同様のペースを持続、先行減少のきざしはみられないと伝えられている。この対外貸付の急増について、最近のビジネス・ウィーク誌は、日本に対する期限2年10ヵ月の貸付が急増している旨を指摘、金利平衡税法(案)の例外規定乱用の可能性があることを示唆するとともに、財務省当局が、もし銀行の対外貸付が国際収支の負担になるようならいっそうきびしい規制を議会に提案する用意があると述べた由報している。

以上を要するに、米国国際収支が改善基調に向かったことは明らかであるにしても、第1四半期の顕著な改善をもって直ちに今後の国際収支を楽観しえないことも事実であり、財務省当局も年間の通常収支赤字につき15～20億ドルという当初予想を変えていない。とくに上述のごとき短資流出が増大し、その規制措置が講ぜられることになれば、日本としても大きな影響は免かれず、その成行きは十分注目する要があろう。

## EECにおける

### 政策協調の進展

4月13日から15日までブリュッセルで各国外相、経済関係相および中央銀行総裁参加の下に開催されたEEC理事会において、共通インフレ政策、EEC内の財政・金融政策協調のための措置などについて討議され、多くの重要な決定が行なわれた。

#### 共通インフレ政策

まず、かねて懸案となっていたEEC全体とし

てのインフレ対策が採択された。これは、2月初めの6ヵ国蔵相会議で原則的に承認された方針に基づき作成された具体的な対策で、理事会提出に先立ち、4月2、3の両日ルクセンブルグで開かれた6ヵ国蔵相会議でかなり詳細に検討され、大綱において了承されていたものである。

討議に先立ちマルジョランEEC副委員長は、共同体内の不均衡がこのまま持続すれば経済的政治的に危険な混乱が生ずるため、精力的かつ包括的対策の樹立が肝要であり、何よりも重要なことは対策を即座に実施することであると力説した。また、一国の均衡達成のための手段は当該国のみならず他の加盟国の利益にもなるものであって、共同体内部の結束を維持する上からも、共同体全体としての利益に合致しないような一国の政策は好ましくないと述べた。そして、各国の政策は、経済的安定の確立という一つの共通の目的に従うべきで、当分の間これに対して経済政策上最優先度が与えられなければならないとした。

各国閣僚はこの趣旨に同意し、委員会案を詳細に検討した結果、若干の字句の修正を行なった後に次の事項を最終的に決定した。

#### (理事会の決定事項)

「理事会は、委員会提案を考慮したうえ、共同体の対内、対外面の均衡を回復させるため、加盟国に対して以下の措置をとることを勧告する。

(1) 加盟国は、遅くとも1964年末までに物価・生産コストの安定を達成、強化することを目標として、適切な経済・金融政策をとるものとする。

(2) このため、各国政府は当面の経済政策運営に当たり物価・生産コストの安定に最優先度を与える。

(3) 物価安定のために域内および域外からの輸入に対して自由な政策をとる。

(4) 公共支出の抑制は物価・コスト安定のための主要な手段であることにかんがみ、各国はあらゆる種類の公共支出(政府、地方公共団体、国営企業)の年間増加率を5%以下にとどめる。また公共支出が年間の特定の時期もしくは特定の地域

に過度に集中するのを避けることが重要である。

(5) 各国政府が法的、行政的な力の不足により公共支出の増加を年5%以下にとどめられない場合、議会がそのために必要な決定を速やかにとれない場合、または5%以上に増加させることが絶対に必要と考える場合には、増税もしくは新税の創設によって、国内通貨需要に対し(4)と同じような効果を及ぼすものとする。もっとも所得増加により自然増収をみた場合には、これを増税措置とみなすことができる。

公共企業体の赤字は、料金引上げによりできる限り圧縮するが、この場合低所得層に対し特別の配慮を行なう。

増税、新税創設、公共料金引上げは、加盟国におけるスライディングスケール条項の存在にかんがみ、それが貨幣所得の上昇を強めぬよう配慮すべきである。フランス、イタリアでは、増税の主たる効果を民間消費の抑制に及ぼし、企業投資に及ぼす影響ができる限り小さくすることが望ましい。

(6) 以上の手段によっても財政赤字が生じた場合には、それを補てんするにはもっぱら長期債によるべきで、中央銀行をはじめとする銀行信用、短期大蔵省証券の発行、直接間接の外貨借入によるべきではない。国内の金融資本市場が不十分なためこの資金需要が満たされない場合には、政府は速やかに市場の改善策を講ずるべきである。

(7) 金融引締め政策を維持し、要すれば強化すべきである(消費者金融も含む)。

(8) 政府は各界代表とくに労使双方の代表に対して安定政策の趣旨をよく説明し、これら代表との協議を通じて本年および明1965年中に所得政策を実施する。この所得政策は、労働者1人当りの貨幣所得の伸び率をできる限り1人当りのGNP伸び率と等しくさせるものである。

(9) 競争が不完全な市場に対する監視を強化し、競争制限により価格上昇をもたらすような競争制限行為に対して断固たる措置をとる。

(10) 建築需要が供給能力を上回る場合には、こ

れを税制上の優遇措置および補助金の軽減、抵当信用の抑制、しゃしの建築の一時的禁止などの手段により制限する。

(11) 加盟国が国際収支赤字に陥り対外準備が不足した場合には、その対策を通貨評議会において他加盟国と協議することとする。加盟国間の密接な関連にかんがみ、まずEEC内でこれを解決するのが望ましく、とくに加盟各国の相互援助によるのが望ましい。

(12) イタリア政府は、すでにとられた対策をさらに強化すべきである。とくに、金融政策面における目的が本64年後半中に達成されることが望ましい。このため、課税による内需の抑制、信用増加抑制措置の維持、妥当な所得政策の採用を行なうべきである。

(13) フランス、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグは上記の一般的政策を行なうことで足りる。

(14) 西ドイツ政府は昨年来の物価・生産コストの相対的安定をくずさぬため、上記(1)~(10)の勧告の線に沿った政策をとるべきである。

現状では金融をこれ以上引き締める政策をとるべきではないが、銀行信用の大幅な増加は避けるのが望ましい。

国際収支黒字に起因する流動性の増加を中立化し、流動性を再輸出するためにすでに採用されている政策を続けるべきである。資本輸出を阻害するような租税面その他の障害はできる限り速やかに除去しなくてはならない。さらに、輸入促進のためあらゆる対策を行ない、輸出を刺激するような手段はすべて避けるべきである。この点で、ローマ条約の定める期限前に関税を引き下げること望ましい。また農産物の輸入を促進すべきである。最後に、資本輸出に際してはそれを商品輸出に結びつける条件をより緩和すべきである。

加盟国政府はEEC委員会に対し、以上の勧告を実行するために採用した具体的手段を今後2か月以内に報告する。EEC委員会は通貨評議会、

景気政策委員会と協議した後、理事会に報告し、その後も定期的に各国から報告を受け、必要な場合には新たな提案を行なう。

#### (その特色と意義)

(1) この勧告は、従来からの委員会の主張と同じく総需要抑制策が中心となっている。現在EEC諸国で進行しているインフレはコストプッシュ、ディマンドプルおよび他国から「輸入された」インフレのそれぞれの要因がからみ合った、きわめて複雑な性格のものともみられる。このためその対策も多様なものであることが要求され、現に勧告は需要抑制策のほか輸入促進などによる供給力増加、所得政策、市場の硬直性の排除などに及んでいるが、インフレの根因は過剰需要の存在にあると認められてきており、かつインフレの速やかな終息が急務であるため、需要抑制がこのように中心をなしているわけである。この場合一般的に公共支出の抑制に力点がおかれ、金融引締め策については各国別にキメの細かい対策を要求しているのは、EEC内でも西ドイツとイタリアではきわめて事情が異なる点からして当然の配慮といえよう。

(2) この勧告はローマ条約103条(注)に基づいている。103条は各国の景気政策の共通化を規定したものであるが、きわめて抽象的で、かつこれまで景気政策共通化の動きはみられなかった。それが今回、インフレ抑圧の必要という点で各国の意見が一致し、このような決定をみたわけである。またEECの最高意思決定機関である理事会が詳細な勧告を検討し採択したということによって、各国は道義的にこれを行なう義務を負ったとみることができよう。このようにみえてくると、今回の勧告はローマ条約の拡充、共通景気政策確立のための大きな歩みであるにとどまらず、EECが単

なる関税同盟から経済同盟へ発展していく上での画期的な出来事にほかならない。この点は各国代表も一致して認めているところである。

#### 経済政策の協調促進のための諸決定

上記の共通インフレ政策に続いて、昨1963年6月および7月委員会から提出されていた金融財政政策協調促進のための諸提案、EECの中期経済政策に関する提案が採択された。その内容は次のとおりである(詳細は巻末の資料参照)。

##### (理事会決定の内容)

(1) 加盟国の経済政策一般の協調に寄与することを目的として、中期経済政策委員会(Comité de politique économique à moyen terme)を設立する。

この委員会の主たる任務は、あらゆる情報とくにEEC委員会に属する専門家グループの研究成果をもとにして、中期経済政策プログラム(programme de politique économique à moyen terme)の予備の草案を準備することにある。プログラムの期間は5年とする。この予備の草案はEEC委員会を経て理事会で最終的に採択される。

プログラムが採択された後、委員会はこのプログラムが経済の実情に適合しているか否かを調べるため、年に1回検討する。また加盟国の経済政策についてプログラムと両立するか否かを検討し、意見を述べることができる。

このプログラムは共同体および加盟国に対しなら量的な目標(objectifs de nature quantitative)を定めるものではないが、量的な指標(indications)が含まれることを排除するものではない。

##### (2) 中央銀行総裁会議の設立

加盟国の中央銀行相互間の協力を発展させるため、EEC加盟国の中央銀行総裁会議(Comité des gouverneurs des Banques centrales des Etats membres de la C. E. E.)を設立する。

この会議の任務は、各国中央銀行の政策の一般的原则とそのあらし、とくに金融・為替市場における中央銀行の施策について協議を行ない、中央銀行の権限に属する主要な政策手段について定

#### (注) ローマ条約103条(抜)

加盟国は、景気政策を共通の利益の問題とみなす。加盟国は当面の事態に照らして、執るべき措置を相互間および委員会と協議する。

理事会は、この条約に定める他の手続きを害しない範囲内で、委員会の提案に基づき、事態に適した措置を全会一致で決定することができる。

期的に情報を交換し、検討することである。

この検討は、諸事情(circonstances)とりわけ時間的に許される限りにおいて、政策手段の実施に先立つものとする。

この会議は定期的に、かつ必要な際にはいつでも開催される。E E C委員会は、必要と認めた場合緊急の開催を要求しうる。

#### (3) 通貨評議会における国際金融問題の協議

加盟国の国際金融関係の分野におけるすべての重要な決定および態度に関して、通貨評議会において協議が行なわれる。とくに以下の事項が主たる対象となる。

イ、国際通貨制度の一般的機能について、

ロ、いずれかの加盟国が国際協定の範囲内で利用可能な資金援助を仰ぐことについて、

ハ、いずれかの加盟国が第三国に対する金融援助のための重要な行動に参加することについて、

加盟国はこれらの問題について、諸事情なканずく時間的に許される限りにおいて、他加盟国との協議が行なわれた後のみ決定を行なうこととする。

#### (4) 為替平価変更の際しての事前協議制

いずれかの加盟国がその為替平価を変更する場合はすべて、通貨評議会の意見にしたがって決められた適当な方法により、事前に加盟国間で協議するものとする。

E E C委員会はこの協議に参加する。

#### (5) 予算政策委員会の設立

予算政策委員会(Comité de politique budgétaire)を設立し、加盟国の予算政策の大綱を比較検討する。

#### (上記諸決定の背景と意義)

(1) 委員会提案は昨年秋以降、E E Cの諮問機関である欧州議会および経済社会評議会で検討され、ほとんど完全な同意が得られており、またE E C産業連盟(UNICE)、E E C銀行連合会などの各種団体もこれを支持する意向を明らかにしていたところから、数か月以内に採択される見通

しが強まっていた。これが予想外に早く採択された背景としては、E E C内のインフレ激化に伴い相互の政策協調を一段と促進させる必要性が認識されたことがあげられよう。ちなみにこれらの決定内容は委員会の原案とほとんど同一である。

(2) 上記一連の新しい機関を設置する目的が、E E C各国の経済政策なканずく金融財政政策の協調を促進させることにあるのはいうまでもない。ここで注目すべきことは、従来も6ヵ国蔵相会議、通貨評議会などを通じて各国間で政策調整のための話し合いがかなり行なわれていたという点である。政策協調を制度化すべき基盤はすでにできていたのであって、今回の決定はこれをいっそう促進させ制度面で裏付けるものであり、単に機関を設置したということにとどまるものではない。これによって今後、各国が金融政策面で重要な対策を採用する場合には、原則として事前に各国間で話し合いが行なわれることになり、各国の政策協調のいっそうの進展が期待されよう。周知のように通貨・金融面に関するローマ条約の規定はきわめて抽象的なものととどまっている。今回の諸決定はローマ条約の拡充といえることができるが、それだけでなく、E E Cが関税同盟から経済同盟へ進展していく上での画期的な決定であることは、上記の共通インフレ政策と同様である。

(3) 金融政策と並んで財政政策の協調のための措置が講ぜられることになった。これは各国で公共部門のウエイトがますます増大し財政収支および財政赤字のファイナンスの仕方が金融ひいては経済全体に大きな影響を及ぼす現状では、各国とも金融政策と財政政策とがあいまって初めて有効な政策効果を期しうるのであり、しかも一国における金融政策と財政政策の調整がE E Cレベルにまで広がるが必要となっているからにほかならない。

(4) 経済政策一般の協調を目的とする中期経済政策プログラムも、結局はその主たるねらいが各国の広い意味での財政政策の協調にあるものとみられよう。この場合の財政政策は、予算政策のみ

ならずエネルギー、交通、住宅など政策当局の意思決定が重要な役割を持つ分野も含んでいる。ここで注意すべき点は、このプログラムは各国の経済主体なかならず民間企業の行動の自由を制約することを意図した計画経済的な色彩をもつものではなく、むしろE E C経済の中期展望を明らかにすることによって民間の投資決定に際しその参考となることを目ざしていることと強調されていることである。このほか、E E C内の地域格差是正もこのプログラムの目標に含まれている。

(5) 最後に、今回の決定と通貨統合との関連に触れよう。E E C委員会は1962年秋明らかにした「第2段階における行動計画覚書き」のなかで、加盟国の為替相場の変動幅を漸次縮小し究極的には為替相場を固定すること、各国の金外貨準備を集中して欧州準備基金を作ること、の2点を示唆していた。この構想が実現されると、各国の中央銀行は組織としては別でもその機能において実質的には一本化されたと同じことになる。しかしこの構想に対して各国中央銀行から時期尚早であるとして反対が多かったため、昨年6月の委員会提案では当初の委員会の線は大分弱められ、むしろ実現可能性の強いものだけを取り上げることとなり、結局今回これが採択されたのである。もとより経済統合が政治統合にまで進まない限り、こうした通貨統合の実現は不可能であるとの見方が支配的であるが、それにしても今回の決定が将来の通貨統合の有力な布石であることも否定できないと思われる。

上記の諸決定によって各国間の政策協調が一段と進むことは明らかであるとしても、この意義を過大評価することは避けなければならない。統合化の理念と各国のナショナル・インテレストとが相克することは今後も当然予想されることだからである。たとえば、イタリアが3月中旬、国際収支対策として総額10億ドルの援助を主として米国に仰ぎ(前月号国別動向参照)、E E C当局には事前に連絡がなかったため当局からかなりの批判が

生じたが、今後こうしたケースをE E Cの場でどう解決するかということも、各国にとって大きな課題であろう。経済統合の進展の道は、着実な努力の積み重ね以外にはないと思われる。

## エカフェ第20回総会について

エカフェ(国連アジア極東経済委員会)第20回総会は、3月2日から17日までイランの首都テヘランで開催された。

本年の総会では、域内低開発国の貿易ならびに経済開発上の重要問題である「輸入の代替化と輸出の多角化」が主題とされていたが、これに関する討議は至って低調で、各国の関心はむしろ本総会直後の国連貿易開発会議にエカフェ全体としてどのような統一的態度で臨むかという点に集中、結局、先進国の援助と協力とを強く要求した「テヘラン決議」が採択されるに至った。このほか本総会では、天然ガス資源の開発・利用、文盲撲滅運動の推進、人口問題の積極的検討などが決議され、また農業重視の必要性も強調されるなど基礎的な分野に着目しようとする動きもみられた。

### 輸入の代替化と輸出の多角化

事務局作成の討議資料は、エカフェ諸国の輸出が量的には増加を示しているにもかかわらず、貿易収支の赤字幅は交易条件の悪化から逆に拡大傾向をたどっており(1962年の赤字は2,700百万ドルで過去10年間に約3倍に拡大)、しかも最近ではこのギャップを補うべき外資の流入すらも減少傾向にあることを指摘している。このため、各国が輸入代替産業を育成して外貨の節約をはかるとともに、近い将来においてこれらを輸出産業に転化させていくことが望ましいと述べている。

こうした考え方に対し、エカフェ諸国は本総会の一般演説のなかでいずれもこれに賛同する趣旨の発言を行なったが、とくに一部の国は、その前提として国内市場の狭隘、資源の制約を打開するため、複数国にまたがる地域協力が必要である旨